

令和3年3月1日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格

福祉・介護職員処遇改善加算等における 例外的取り扱いの継続にかかる要望

障害福祉人材の確保ならびに処遇改善を継続的に進めるため、生活介護事業の処遇改善加算等に適用されていた加算率の取扱いを継続してください。

令和3年度障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、コロナ禍への対応などを踏まえ、プラス改定としていただきましたことに感謝申し上げます。

さて、この度「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉介護職員等特定処遇改善加算」について、障害者支援施設の日中活動として実施する生活介護事業に適用されていた加算率に係る「例外的取扱いは終了する」ことが示されました。

令和元年度に、福祉人材のさらなる処遇改善を図る観点から、累次の処遇改善に加え、特定処遇改善加が創設され、障害福祉現場では法人としての独自財源も捻出しつつ、賃金改善等を着実に進めて参りました。

報酬改定検討チームにおいても、処遇改善については「障害福祉サービス事業所の自主努力も相まって、一定の改善が図られてきた」と評価していただきました。それを踏まえ、加算取得の促進を図るため、配分ルールの弾力化を提言いただいたものと承知しております。

このような中、基本報酬の改定ではなく、今般の処遇改善原資の見直しは、これまでの施策に全く逆行するものであり、人材の確保・定着に向けた処遇改善の取組を阻害し、労使関係を含めた深刻な経営課題となることは必至です。

何より、処遇改善加算は、職員の処遇改善を目的とするものであり、コロナ禍に立ち向かいながら、エッセンシャルワーカーとして支援に従事する障害福祉人材の社会的な評価と処遇の低下を国として是認したとの認識につながりかねません。

つきましては、障害者支援施設で実施する生活介護事業の処遇改善加算等に適用されていた加算率の取扱いの継続を要望いたします。